

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 50 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 6（第 2 条関係）				別表第 6（第 2 条関係）			
県土整備事務関係手数料				県土整備事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]				[略]			
20 租 税 特 別 措 置 法 （昭和32年法律第26 号）第28条の4第3 項第5号イ若しくは 第63条第3項第5号 イ又は第31条の2第 2項第14号ハ若しく は第62条の3第4項 第14号ハに規定する 宅地の造成が優良な 宅地の供給に寄与す るものであることに ついての認定の申請 に関する事務	[略]			20 租 税 特 別 措 置 法 （昭和32年法律第26 号）第28条の4第3 項第5号イ若しくは 第63条第3項第5号 イ又は第31条の2第 2項第15号ハ若しく は第62条の3第4項 第15号ハに規定する 宅地の造成が優良な 宅地の供給に寄与す るものであることに ついての認定の申請 に関する事務	[略]		
[略]				[略]			

<p>36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>37 租税特別措置法施行令第20条の2第11項又は第38条の4第21項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

<p>36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>37 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。